既存建築物実態調書

|  |  |
| --- | --- |
| 1.建築主 | 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 2.調査者 | （　　級）建築士　　　（　　　　　　）登録　第　　　　　　　　号氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（　　級）建築士事務所　（　　　）知事登録　第　　　　　　　　号建築士事務所　　　　　　　　　　　　　　　　（電話　　-　　-　　　）所在地 |
| 3.計画の概要 | 建築場所 | 江別市 |
| 工事種別 | □増築 □改築 □大規模の修繕 □大規模の模様替え □用途変更 |
| 4.調査結果の概要 | 不適格条項 | 不適格の概要（不適格の原因、基準時、増改築の経過などを簡潔に明記） | 今回の計画における対応（引き続き法の適用を受けない根拠、増改築等の規模等を明記） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 5.その他必要な事項 |  |
| (注)・記入欄が不足するなど、この書式により難い場合は、詳細を別紙としてもかまいません。　　・上記の記載の内容を確認することができる書類を用意してください。 |

記載例

既存建築物実態調書

|  |  |
| --- | --- |
| 1.建築主 | 住　所　江別市高砂町６番地氏名　　　江別　太郎　　　　　　　 |
| 2.調査者 | （　１級）建築士　　　（　　大臣　　）登録　第　○○○○○○　号氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（　１級）建築士事務所　（北海道）知事登録　第（石）○○○○　号建築士事務所　　札幌建築設計事務所　　　　　（電話○○-○○-○○○）所在地　札幌市中央区北○条西○丁目 |
| 3.計画の概要 | 建築場所 | 江別市○○町○番地○ |
| 工事種別 | ☑増築 □改築 □大規模の修繕 □大規模の模様替え □用途変更 |
| 4.調査結果の概要 | 不適格条項 | 不適格の概要（不適格の原因、基準時、増改築の経過などを簡潔に明記） | 今回の計画における対応（引き続き法の適用を受けない根拠、増改築等の規模等を明記） |
| 法第20条(構造耐力) | ・昭和55年建設省告示第1791号の改正により、鉄骨幅厚比の規定に不適格。・基準時：平成19年6月20日・新築：平成8年12月1日（検査済証交付）以降増改築なし。 | 既存部分は、新耐震建築物であり、地震以外の許容応力度計算による安全を確認している。（安全維持のため、積雪1.0ｍを超えないよう雪下ろしを行う。）令第137条の2第2号により現行法の適用を受けない。 |
| 法第20条(構造耐力) | ・令第47条第1項改正より、接合部の仕様規定に不適格。・基準時：平成12年6月1日・新築：平成8年4月1日（検査済証交付）以降増改築なし。 | 増築面積は基準時床面積の1/2以下であり、建築物全体を耐力壁の規定に適合させる。令第137条の2第2号により現行法の適用を受けない。 |
| 法第28条の2第2号(ｱｽﾍﾞｽﾄ) | ・法の施行により、石綿含有ロックウールの使用が不適格。・基準時：平成18年10月1日 | 増築面積は基準時床面積の1/2以下であり、ﾛｯｸｳｰﾙは封じ込め工事を行う。令第137条の4の3により現行法の適用を受けない。 |
| 法第28条の2第3号(ｼｯｸﾊｳｽ) | ・法の施行により、24時間換気の規定に不適格。・基準時：平成15年7月1日 | 法第86条の7第3項の規定により、既存部分は現行法の適用を受けない。 |
| 法第36条令第112条(防火区画) | ・昭和56年建設省告示第1111号の失効により、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ扉の防火設備の規定（竪穴区画の遮煙性能）に不適格。・基準時：平成12年6月1日 | ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ各階に、新たに防火設備を設置し、現行令第112条に適合させる。 |
| 5.その他必要な事項 | 過去のリフォームによって生じた既存部分の以下の法不適合箇所について、今回の増築工事と同時に改修を行い、現行規定に適合させる。・排煙設備が設置されていない居室が存在する。→自然排煙設備を設置する。・準不燃仕上とすべき廊下が、可燃材仕上となっている。→準不燃仕上とする。既存部分における、上記（4.）以外の規定（一般規定、防火・避難規定、消防設備など）については、全て現行規定に適合することを確認済みである。 |
| (注)・記入欄が不足するなど、この書式により難い場合は、詳細を別紙としてもかまいません。　　・上記の記載の内容を確認することができる書類を用意してください。 |